

平成30年度「あきないのまち支援事業補助金」概要について

中心商店街（山口市商店街連合会に加盟する商店街）にある空店舗に新規出店される方を支援する補助制度です。

■指定要件

- 別紙要項に定める業種の店舗、又は事務所を開業し、地域活性化に資すると認められること。
風俗営業、同区域からの移転、出店時に他の市補助金を申請、市税の滞納がある物等は対象外。
- 商店街の組合に加盟すること

■補助対象経費

補助対象経費	店舗改装に係る経費（設備購入費、設備設置費、設備改修費、その他設備設置にかかる経費を含む） 例：床・壁の改修工事、給排水工事、電気工事、看板工事、エアコン工事、固定式棚・仕切り設置工事、固定式什器購入費等※ ※補助対象経費となるかどうかは、最終的に審査会での判断となります。
補助金額	《飲食業》 補助対象経費の2分の1以内、ただし、上限150万円 《飲食以外の小売・サービス業等》 補助対象経費の2分の1以内、ただし、上限100万円 《事務所》 補助対象経費の2分の1以内、ただし、上限50万円 ※市内に住民登録がある35歳未満の経営者については、補助上限額を30万円加算する。
募集期間	別に定める

■申請にあたっての注意事項

- 補助事業の完了後3年間は、補助事業により改装・購入したものを処分してはならない。
- 補助事業の完了後3年間は、営業を継続すること。
※3年間事業の継続が出来ない場合、補助対象物等を処分することとなった場合、補助金を返還していただくことになります。

■申請の流れ

申請書類提出 ⇒ 審査会 ⇒ 補助金交付

■必要書類

- ①あきないのまち支援事業補助金指定申請書（様式第1号）※
- ②あきないのまち支援事業補助金交付申請書（様式第4号）※
- ③事業計画書（別表1）※
- ④販促計画表（別表2）※
- ⑤資金繰り表（別表3）※
- ⑥見積書（業者見積書添付） 単価・個数など明細がわかるもの
- ⑦領収書
- ⑧店舗図面
- ⑨店舗の位置を示す地図
- ⑩決算書（前期決算書、所得税申告書 決算を1度も迎えてない場合は、収支予算書）
- ⑪事業内容がわかる書類（法人：登記簿謄本、定款、営業届等、個人：開業届）
- ⑫住民票
- ⑬賃貸借契約書の写し
- ⑭山口市商店街連合会に加盟する7商店街の組合に加入したことの確認できる書類（加入証明書、もしくは出資証明書・会費領収書等）
- ⑮市税の納税証明書（滞納のないことの証明）
- ⑯その他運営主体が必要と認める書類

※①～⑤については、当方で様式データをお渡しいたします。

■審査会

審査会では、申請者の方に5分間プレゼンを行っていただきます。その後、10分間の質疑応答があります。プレゼンでは、申請資料をもとに、①簡単な自己紹介と今回の創業の動機、②取扱商品・サービスの内容、③売上・損益計画、④店舗改装内容・補助要望等について説明いただきます。

■開業後

開業後も月度の損益計算書（半期ごと）、決算書を提出いただきます。